サービス利用に係る費用の負担

介護保険サービスを利用した場合、利用者は費用の1割から3割を自己負担します。

＜自己負担＞	＜保険給付＞
・介護費用の1割から3割 ・その他の負担　※	介護費用の9割から7割

※費用の1割から3割負担のほかに、別途実費負担が必要なものがあります。具体的な金額は各事業者と利用者の契約で設定されます。

サービスの種類と標準的料金表

介護費用の1割負担の利用料が記載されているサービスは、負担割合が2割、3割の場合、各負担割合に合致する自己負担額になります。

⑴在宅サービス（要介護１～５の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）					
提供時間／サービス区分	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	以後30分ごとに
身体介護中心	186円	278円	441円	644円	94円
提供時間／サービス区分	20分以上45分未満			45分以上	
生活援助中心	204円			251円（※）	
通院のための乗車降車介助中心	1 回 110円				

※生活援助中心で 45 分以上サービスを利用した場合の利用者負担は 251 円で固定となります。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）	1,402円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）				
提供時間／サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
訪問看護ステーション	348円	523円	913円	1,251円
病院・診療所	295円	443円	638円	937円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回（20分以上）あたりの利用料（介護費用の1割）	334円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行います。

	1か月あたりの利用限度回数	1回あたりの利用料（在宅の場合）
医師	2回	514円
歯科医師	2回	516円
薬剤師	原則2回（医療機関）	565円
	原則4回（薬局）	517円
管理栄養士	2回	544円
歯科衛生士等	4回	361円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

●利用時間：8 時間以上 9 時間未満の場合の 1 回あたりの利用料（通常規模型）

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	714円	＋	食費・おむつ代・日用品費等
要介護2	844円		
要介護3	977円		
要介護4	1,111円		
要介護5	1,246円		

※入浴をした場合には1回当たり43円から59円が別途かかります。また、利用時間には送迎時間は含みません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

●利用時間：7 時間以上 8 時間未満の場合の 1 回あたりの利用料（通常規模型）

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	824円	＋	食費・おむつ代・日用品費等
要介護2	976円		
要介護3	1,131円		
要介護4	1,313円		
要介護5	1,490円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設で多床室を利用した場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	649円
要介護2	724円
要介護3	802円
要介護4	877円
要介護5	951円

＋

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

ユニット型短期入所生活介護（ショートスティ）

個室スペースと少人数で集まれる共同生活スペースにより、一体的に構成される場所で日常生活を営みます。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設でユニット型個室を利用した場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	758円
要介護2	832円
要介護3	912円
要介護4	988円
要介護5	1,062円

＋

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（介護老人保健施設で多床室を利用した場合）

療養病床から転換した介護老人保健施設については、1割負担が若干異なる場合があります。

要介護状態区分	1割負担
要介護1	887円
要介護2	939円
要介護3	1,007円
要介護4	1,063円
要介護5	1,121円

＋

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホーム等で、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	17,302円
要介護2	19,425円
要介護3	21,676円
要介護4	23,734円
要介護5	25,954円

＋

実費負担
食費・家賃・管理費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

短期利用特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に短期間入居して日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	577円
要介護2	648円
要介護3	723円
要介護4	792円
要介護5	866円

＋

実費負担
食費・滞在費・おむつ代・日用品費等

※事業所によっては、短期利用特定施設入居者生活介護を実施していない場合もあります。詳しくは各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑪ 福祉用具の貸与

福祉用具貸与対象種目	費　用
・手すり　（取付けに工事を要しないもの。） ・スロープ（取付けに工事を要しないもの。） ・歩行器 ・歩行補助つえ ☆車いす　☆車いす付属品 ☆特殊寝台　☆特殊寝台付属品 ☆床ずれ防止用具　☆体位変換器 ☆認知症老人徘徊感知機器　☆移動用リフト ★自動排泄処理装置　（つり具の部分を除く。）	現に福祉用具の貸与に要した費用（消費税含む）の1割から3割。

☆原則として要支援1、要支援２、要介護１と認定された方は、給付対象外です。
★原則として要介護４、要介護５と認定された方が給付対象です。
ただし、身体状況によっては例外的に給付対象となることもあります。

⑫ 特定福祉用具購入費の支給

特定福祉用具販売対象種目	費　用
・腰掛け便座 ・特殊尿器 ・排せつ予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分	現に福祉用具の購入に要した費用（消費税含む）の1割から3割。

【支給限度額】毎年度（4 月～翌年 3 月）　10 万円（消費税含む）
※1　原則として、同一年度内に同一種目の福祉用具の購入は給付の対象となりません。
※2　原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割から 7 割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から 3 割の負担で福祉用具を購入することができます（購入前に各区役所・各地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口でご相談ください）。
※3　介護保険給付の対象となるのは、都道府県等から指定を受けた事業者から福祉用具を購入した場合のみとなります。

⑬ 住宅改修費の支給

住宅改修の種目	費　用
・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	現に住宅改修に要した費用（消費税含む）の1割から3割。

【支給限度額】1人　現住居（被保険者証記載住所地）につき 20 万円（消費税含む）
※1　要介護状態が 3 段階以上高くなった場合及び転居した場合は、再度 20 万円まで利用できます。
※2　原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割から 7 割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から 3 割の負担で住宅改修を行うことができます（改修前に各区役所・各地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口でご相談ください）。
※3　住宅改修費の支給を受けるためには改修前の事前申請が必要です（改修前に各区役所・各地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口でご相談ください）。
※4　バリアフリー改修を行った場合は、固定資産税の減額制度があります（78 ページを参照ください）。

⑵居宅介護支援【居宅サービス計画（ケアプラン）作成費等】

サービスを利用する際に、介護支援専門員がケアプランの作成及び各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

要介護状態区分	保険給付額	費　用
要介護1・2	11,965円	全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。
要介護3・4・5	15,545円	

⑶施設サービス（要介護１～５の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

●1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	18,428円	20,969円
要介護2	20,615円	23,156円
要介護3	22,898円	25,503円
要介護4	25,085円	27,722円
要介護5	27,240円	29,877円

＋

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護老人保健施設

急性期の治療が終わり病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた方に対して、看護、医学的管理のもと、介護や機能訓練、その他必要な医療を行います。

●1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	25,342円	25,600円
要介護2	26,886円	27,047円
要介護3	28,880円	29,041円
要介護4	30,520円	30,745円
要介護5	32,257円	32,450円

＋

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※療養病床から転換した施設については、1割負担が若干異なる場合があります。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期にわたる療養が必要な方に対して、療養上の管理や看護、医学的管理のもと、介護や機能訓練、医療が受けられます。

●1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	22,062円	22,705円
要介護2	25,117円	25,761円
要介護3	31,582円	32,225円
要介護4	34,412円	35,055円
要介護5	36,856円	37,499円

＋

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※ユニット型個室 … 少数の個室と個室に近接した共同生活室により一体的に構成されている個室です。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 介護医療院

長期間にわたる療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練その他必要な医療が受けられます。看取り介護やターミナルケアにも対応します。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室　Ⅰ型	多床室　Ⅱ型
要介護1	26,532円	25,053円
要介護2	30,038円	28,140円
要介護3	37,660円	34,798円
要介護4	40,876円	37,628円
要介護5	43,802円	40,168円

＋

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(4) 地域密着型サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。なお、⑦⑧については原則として利用開始日において、川崎市内に住民登録後、居住し始めてから3か月以上経過する方が対象です。

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問を行います。

●1か月の利用料

要介護状態区分	介護・看護利用型	介護利用型
要介護1	9,243円	6,335円
要介護2	14,440円	11,307円
要介護3	22,041円	18,774円
要介護4	27,171円	23,749円
要介護5	32,917円	28,722円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や緊急時など通報システムによる訪問介護を行います。

●オペレーションセンターを設置している事業所の場合の利用料

サービス区分	1割負担
基本料金	1か月につき1,140円
定期巡回	1回につき430円
通報による随時訪問	1回につき654円

●オペレーションセンターを設置していない事業所の場合は1か月につき定額で3,114円の利用料です。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴･食事等のサービスや機能訓練を行います。

●利用時間：8 時間以上９時間未満の場合の 1 回あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	837円
要介護2	989円
要介護3	1,145円
要介護4	1,304円
要介護5	1,458円

＋

実費負担
食費・おむつ代・日用品費等

※入浴をした場合には１回当たり43円から59円が別途かかります。また、利用時間には送迎時間は含みません。
※掲載している金額は負担割合が１割の方の場合です。

④ 認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

●利用時間：8 時間以上 9 時間未満の場合の 1 回あたりの利用料（単独型事業所の場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	1,115円
要介護2	1,235円
要介護3	1,356円
要介護4	1,479円
要介護5	1,599円

＋

実費負担
食費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。

●1 か月の利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	11,341円
要介護2	16,666円
要介護3	24,244円
要介護4	26,758円
要介護5	29,504円

＋

実費負担
食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等

※小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については利用することができます。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

●1 か月の利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	13,533円
要介護2	18,935円
要介護3	26,617円
要介護4	30,189円
要介護5	34,148円

＋

実費負担
食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等

※看護小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については利用することができます。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑦ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴・食事等の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	24,571円
要介護2	25,728円
要介護3	26,468円
要介護4	27,015円
要介護5	27,594円

＋

実費負担
食材料費・家賃・共益費等・理美容代・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

短期利用共同生活介護
グループホームに短期間入所して、入浴・食事等の介護や、機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	849円
要介護2	888円
要介護3	915円
要介護4	932円
要介護5	950円

＋

実費負担
食材料費・滞在費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設
定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料（ユニット型個室の場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	21,258円
要介護2	23,477円
要介護3	25,825円
要介護4	28,108円
要介護5	30,295円

＋

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(5)介護予防サービス（要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防訪問入浴介護
浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）	948円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防訪問看護
主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）				
提供時間 / サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問看護ステーション	336円	501円	881円	1,209円
病院・診療所	284円	424円	614円	903円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防訪問リハビリテーション
理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回（20分以上）あたりの利用料（介護費用の1割）	334円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 介護予防居宅療養管理指導
医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行います。

	1か月あたりの利用限度回数	1回あたりの利用料（在宅の場合）
医師	2回	514円
歯科医師	2回	516円
薬剤師	原則2回（医療機関）	565円
	原則4回（薬局）	517円
管理栄養士	2回	544円
歯科衛生士等	4回	361円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

要支援状態区分	1か月の利用料
要支援1	2,234円
要支援2	4,351円

＋

実費負担
食費・おむつ代・ 日用品費等

※利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は原則1か所のみです。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を行います。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設で多床室を利用した場合）

要支援状態区分	1割負担
要支援1	486円
要支援2	604円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

＋

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

⑦ 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）
介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（介護老人保健施設で多床室を利用した場合）

要支援状態区分	1割負担
要支援1	654円
要支援2	824円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

＋

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
有料老人ホーム等で、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要支援状態区分	1割負担
要支援1	5,854円
要支援2	10,002円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

＋

実費負担
食費・家賃・管理費・おむつ代・日用品費等

⑨ 介護予防福祉用具の貸与
28ページの福祉用具の貸与と同様です。

⑩ 特定介護予防福祉用具の購入費の支給
29ページの特定福祉用具購入費の支給と同様です。

⑪ 介護予防住宅改修費の支給
29ページの住宅改修費の支給と同様です。

(6)介護予防支援【介護予防ケアプラン作成費等】

サービスを利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

要支援状態区分	保険給付額	費　用
要支援1・2	4,870円	全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。

⑺地域密着型介護予防サービス（要支援１・２の認定を受けた方へのサービス）

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。なお、③については原則として、利用開始日において、川崎市内に住民登録後、居住し始めてから３か月以上経過する方が対象です。

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

●利用時間：８時間以上９時間未満の場合の１回あたりの利用料（単独型事業所の場合）

要支援状態区分	1割負担
要支援1	964円
要支援2	1,076円

＋

実費負担
食費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせた介護予防サービスを行います。

●１か月の利用料

要支援状態区分	1割負担
要支援1	3,741円
要支援2	7,560円

＋

実費負担
食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等

※介護予防小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴、食事等の介護や機能訓練等を行います。

●１か月（30 日）あたりの利用料

要支援状態区分	1割負担
要支援2	24,442円

＋

実費負担
食材料費・家賃・共益費等・理美容代・おむつ代・日用品費等

※要支援２の方のみ利用できます。

※掲載している金額は負担割合が１割の方の場合です。

(8)介護予防・生活支援サービス事業（事業対象者、要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

要支援等状態区分	1週あたりの利用時間	利用料（介護費用の1割）		
		介護予防型	生活援助特化型	併用型
要支援2	1週120分超	829円/週	581円/週	704円/週
要支援2・要支援1 事業対象者	1週60分超 120分以下	522円/週	365円/週	444円/週
	1週60分以下	262円/週	184円/週	223円/週

※生活援助特化型とは、川崎市が指定した研修機関で研修を修了したヘルパー（かわさき暮らしサポーター）によるサービス提供を行った場合の金額です。
※併用型とは、1週の範囲内で、介護予防型と生活援助特化型の両方を利用した場合の金額です。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。
※1日60分超利用する場合は、別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

② 介護予防通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。

要支援等状態区分	送迎・入浴の有無	利用料（介護費用の1割）	
		月9回～10回（月額）	月1回～8回まで（1回あたりの金額）
要支援2	送迎・入浴あり	3,675円/月	367円/回
	送迎のみあり	3,139円/月	313円/回
	入浴のみあり	2,668円/月	266円/回
	送迎・入浴なし	2,132円/月	213円/回
要支援等状態区分	送迎・入浴の有無	利用料（介護費用の1割）	
		月5回（月額）	月1回～4回まで（1回あたりの金額）
要支援1 事業対象者	送迎・入浴あり	1,793円/月	358円/回
	送迎のみあり	1,525円/月	305円/回
	入浴のみあり	1,289円/月	258円/回
	送迎・入浴なし	1,021円/月	204円/回

※食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。
※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防短時間通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短時間で行います。

要支援等状態区分	送迎・入浴の有無	利用料（介護費用の 1 割） 月 1 回～月 10 回 （1 回あたりの金額）
要支援 2	送迎・入浴あり	314 円 / 回
	送迎のみあり	261 円 / 回
	入浴のみあり	214 円 / 回
	送迎・入浴なし	160 円 / 回
要支援等状態区分	送迎・入浴の有無	利用料（介護費用の 1 割） 月 1 回～月 5 回 （1 回あたりの金額）
要支援 1 事業対象者	送迎・入浴あり	308 円 / 回
	送迎のみあり	254 円 / 回
	入浴のみあり	207 円 / 回
	送迎・入浴なし	154 円 / 回

※食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。
※掲載している金額は負担割合が 1 割の方の場合です。
※利用時間は事業所によって異なりますので、各事業所にお問い合わせください。

④ 介護予防ケアマネジメント【介護予防ケアプラン作成費等】

サービスを利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

類　型	事業費額	利用者負担
介護予防ケアマネジメント	4,870 円	利用者の方の負担はありません。

介護サービス情報の公表について

【介護サービス情報公表システム】（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/）

知りたい地域の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。ぜひ有効にご活用ください。

スマホ、PCでカンタン検索！

介護　公表　検索　クリック